

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年10月8日 |
| 【会社名】 | 株式会社日本創発グループ（注）1 |
| 【英訳名】 | JAPAN Creative Platform Group Co., Ltd.（注）1 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 鈴木 隆一（注）1 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都荒川区東日暮里6丁目41番8号（注）1 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 東京リスマチック株式会社 管理本部長 菊地 克二 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京リスマチック株式会社 東京都荒川区東日暮里6丁目41番8号 |
| 【電話番号】 | 03（3891）7455 |
| 【事務連絡者氏名】 | 東京リスマチック株式会社 管理本部長 菊地 克二 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | 7,777,179,301円（注）2 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

（注）1．本届出書提出日現在におきまして、株式会社日本創発グループは未設立であり、平成27年1月5日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名および本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

2．本届出書提出日現在において未確定であるため、東京リスマチック株式会社の平成26年6月30日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|-------------------------|---|
| 普通株式 | 12,106,800株 (注) 1, 2 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。(注) 3, 4 |

- (注) 1. 東京リスマチック株式会社の発行済株式総数12,106,800株（平成26年6月30日時点）に基づいて記載しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となる株式会社日本創発グループ（以下「当社」といいます。）が交付する新株式数は変動することがあります。
2. 普通株式は、平成26年8月14日に開催された東京リスマチック株式会社の取締役会決議（株式移転計画の作成承認、臨時株主総会への付議）および平成26年10月24日開催予定の東京リスマチック株式会社の臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。
3. 東京リスマチック株式会社は、当社の普通株式について株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（以下「東京証券取引所」といいます。）に新規上場申請を行う予定であります。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記の通りであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

株式移転の方法によることとします。(注) 1, 2

- (注) 1. 普通株式は本株式移転により、当社成立の日の前日の東京リスマチック株式会社の最終の株主名簿に記載された株主に対し、東京リスマチック株式会社の普通株式1株に対して1株の割合で割り当てられ、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、東京リスマチック株式会社の平成26年6月30日末日における株主資本の額（簿価）は7,777,179,301円であり、発行価額の総額のうち400,000,000円が資本金に組み入れられます。
2. 当社は、東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により平成27年1月5日より東京証券取引所JASDAQ市場に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等について、株券上場審査基準に定める一定の形式基準を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2)【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所JASDAQ市場への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 当該株式移転の目的及び理由

当社グループの属するクリエイティブサービス業界におきましては、出版印刷については、電子書籍やインターネットの普及により需要は縮小傾向となっています。また商業印刷につきましても、インターネットの普及や情報媒体の多様化により需要は低下してきております。

このような環境下において、当社グループはお客様の需要に対応するため印刷業界の枠にとらわれず、事業領域を拡大してまいりました。オンデマンド印刷およびサインディスプレイ設備の強化、またM&Aにより付加価値印刷、3DCG・映像コンテンツ制作等を商品ラインナップとして拡充し、オフセット印刷設備につきましても、環境を重視したUV印刷への切り替えを進めてまいりました。加えて、3D立体造形出力サービス等、お客様の需要に対応するためのワンストップ体制を構築してまいりました。

今後におきましても、IT技術等の技術革新を起因とする需要の変化が予想され、さらなる事業領域の拡大が必要となります。その手段としてM&Aによる需要対応は有効な方法の1つであり、M&Aによるグループ会社の増加、およびグループ会社の再編も想定されます。

現在のグループ経営統治は当社の組織で対応してまいりましたが、グループ全体の最適化を目的とした意思決定や経営資源配分、グループ各社の役割の明確化と事業責任の徹底、M&Aなどを活用した事業領域の拡大、または機動的な組織再編など、グループ全体の企業価値向上のための経営体制の構築が不可欠であると考え、持株会社制へ移行することといたしました。

持株会社である当社は、グループ全体の経営を行う統括会社として、新たなコーポレートガバナンス体制のもと、環境変化に対応した機動的かつダイナミックな経営判断により経営の機動性を向上させるとともに、効果的な経営資源の調達および配分を行うことでグループの経営効率を向上させ、グループ全体の持続的な成長を実現してまいります。

当社グループは、今後も「クリエイティブをサポートする企業集団」として、クリエイティブサービス事業を軸にビジネス展開を積極的に推進することで、必要不可欠な企業集団として企業価値の向上を図ってまいります。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

| | | |
|------------------|---|-----------------------|
| (1) 商号 | 株式会社日本創発グループ (英文名 : JAPAN Creative Platform Group Co., Ltd.) | |
| (2) 所在地 | 東京都荒川区東日暮里 6 丁目 41 番 8 号 | |
| (3) 代表者及び役員就任予定者 | 代表取締役社長 鈴木 隆一 | 現 東京リスマチック(株) 代表取締役社長 |
| | 取締役 寺澤 眞一 | 現 東京リスマチック(株) 取締役 |
| | 取締役 鈴木 俊郎 | 現 東京リスマチック(株) 取締役 |
| | 取締役 根岸 大蔵 | 現 東京リスマチック(株) 取締役 |
| | 監査役(社外) 齊藤 進 | 現 東京リスマチック(株) 社外監査役 |
| | 監査役(社外) 柴崎 隆夫 | 現 東京リスマチック(株) 社外監査役 |
| | 監査役(社外) 大塚 利百紀 | 現 東京リスマチック(株) 社外監査役 |
| | 監査役(社外) 萩原 秀子 | 現 東京リスマチック(株) 社外監査役 |
| 監査役(社外) 西川 清子 | 現 東京リスマチック(株) 社外監査役 | |
| (4) 主な事業内容 | 傘下グループ会社の経営管理およびそれに付帯する業務 | |
| (5) 資本金の額 | 400,000,000円 | |
| (6) 決算期 | 12月31日 | |
| (7) 純資産の額(連結) | 未定 | |
| (8) 総資産の額(連結) | 未定 | |

提出会社の企業集団の概要

当社と東京リスマチック株式会社の状況は以下のとおりであります。

東京リスマチック株式会社は、平成26年10月24日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成27年1月5日（予定）を期日として、株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業 | 議決権の 所有割合 | 関係内容 | | | | | |
|-----------------------------|-----------|--------------|-------------------|--------------|--------|----|------|------------|------------|-----------|
| | | | | | 役員の兼任等 | | 資金援助 | 営業上 の取引 | 設備の 賃貸借 | 業務 提携等 |
| 当社 役員 | 当社 従業員 | | | | | | | | | |
| (連結子会社) 東京リスマチック 株式会社 | 東京都荒川区 | 1,279 | クリエイティブ サービス事業 | 100.00 | 有 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |

本株式移転に伴う当社設立後、東京リスマチック株式会社は当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の平成26年9月30日時点の状況は、以下のとおりであります。

< 関係会社の状況 >

| 名称 | 住所 | 資本金又は 出資金 (千円) | 主要な事業の内 容 | 議決権の所有(被所 有)割合(%) | | 関係内容 | |
|------------------------------|-------------|----------------------|-------------------|----------------------|--------------|------------|-------------------------------------|
| | | | | 所有割合 (%) | 被所有割 合(%) | 役員の 兼任等 | 営業上の取引等 |
| (連結子会社) | | | | | | | |
| 株式会社プレシー ズ 2 | 東京都 千代田区 | 80,000 | クリエイティブ サービス事業 | 100.00 | - | 有 | 製造受託、事務管理受 託、事業所賃貸 |
| サンエーカガク印 刷株式会社 2 | 東京都 千代田区 | 80,000 | クリエイティブ サービス事業 | 100.00 | - | - | 製造受託、事務管理受 託、事業所賃貸 |
| 株式会社キャドセ ンター | 東京都 千代田区 | 80,000 | クリエイティブ サービス事業 | 99.95 (29.67) | - | 有 | 製造受託、事務管理受 託、事業所賃貸、制作依 頼、工場賃借 |
| 株式会社大熊整美 堂 2 | 東京都 千代田区 | 80,000 | クリエイティブ サービス事業 | 100.00 | - | 有 | 製造受託、事務管理受 託、事業所賃貸 |
| 成旺印刷株式会 社 2 | 東京都 千代田区 | 80,000 | クリエイティブ サービス事業 | 100.00 | - | 有 | 製造受託、事務管理受 託、事業所賃貸 |
| プリンティングイ ン株式会社 | 東京都 武蔵野市 | 80,000 | クリエイティブ サービス事業 | 100.00 | - | - | 製造受託、事務管理受 託、事業所賃貸 |
| 株式会社キョーコ ロ | 東京都 葛飾区 | 80,000 | クリエイティブ サービス事業 | 100.00 | - | - | 製造受託、事務管理受 託、事業所賃貸 |
| 株式会社ポバル | 東京都 豊島区 | 80,000 | クリエイティブ サービス事業 | 88.31 | - | 有 | 製造受託 |
| 株式会社美松堂 | 東京都 文京区 | 30,000 | クリエイティブ サービス事業 | 100.00 | - | 有 | 製造受託 |
| 株式会社メディコ ス・エンタテイン メント | 東京都 新宿区 | 10,000 | クリエイティブ サービス事業 | 80.00 | - | 有 | - |
| 株式会社エム・ ピー・ピー | 東京都 板橋区 | 20,000 | クリエイティブ サービス事業 | 70.00 | - | 有 | - |
| (非連結子会社) | | | | | | | |
| 上海科得聖傲真技 術有限公司 3 | 中国 上海市 | 6,757 千元 | クリエイティブ サービス事業 | 99.95 (29.67) | - | - | - |
| 株式会社マイクロ グローブ 3 | 東京都 千代田区 | 40,000 | クリエイティブ サービス事業 | 99.95 (29.67) | - | 有 | 制作依頼、事務管理受託 |
| 株式会社ポバルプ ロダクツ 4 | 東京都 豊島区 | 10,000 | クリエイティブ サービス事業 | 88.31 | - | 有 | - |
| (持分法適用関連会社) | | | | | | | |
| 株式会社イメー ジ・マジック | 埼玉県 川越市 | 378,217 | クリエイティブ サービス事業 | 47.05 | - | 有 | 製造委託 |
| 株式会社ランス ロットグラフィッ クデザイン | 大阪府 吹田市 | 25,000 | クリエイティブ サービス事業 | 33.33 | - | - | - |
| 株式会社S O - K E N | 大阪府 箕面市 | 40,000 | クリエイティブ サービス事業 | 30.77 | - | 有 | - |

(注) 1. 特定子会社はありません。

2. 東京リスマチック株式会社の議決権比率の()内は、間接所有割合を表示しており内数であります。

3. 1は有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社です。

4. 2は東京リスマチック株式会社の100%子会社であります。

5. 3は株式会社キャドセンターの100%子会社であります。

6. 4は株式会社ポバルの100%子会社であります。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、東京リスマチック株式会社は当社の完全子会社になる予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役および監査役は、東京リスマチック株式会社及び当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社の完全子会社である東京リスマチック株式会社と関係会社との取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約】

1．株式移転計画の内容の概要

東京リスマチック株式会社は、同社の臨時株主総会による承認を条件として、平成27年1月5日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、同社を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を平成26年8月14日開催の同社の取締役会において決定いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、本株式移転に際して、当社が東京リスマチック株式会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における東京リスマチック株式会社の株主に対し、その保有する東京リスマチック株式会社の普通株式1株につき、当社の普通株式1株の割合をもって割当交付いたします。

本株式移転計画においては、平成26年10月24日開催予定の東京リスマチック株式会社の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金および準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されています（詳細につきましては、次の「2．株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2．株式移転計画の内容

株式移転計画書

東京リスマチック株式会社（以下、「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、株式移転設立完全親会社（以下、「乙」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、以下のとおり株式移転計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲は、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる株式移転（以下、「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1．乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的 : 乙の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号 : 乙の商号は、「株式会社日本創発グループ」とし、英文では「JAPAN Creative Platform Group Co., Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地 : 乙の本店の所在地は、東京都荒川区とし、本店の所在場所は、東京都荒川区東日暮里六丁目41番8号とする。

(4) 発行可能株式総数 : 乙の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

2．前項に掲げるもののほか、乙の定款で定める事項は別紙「定款」記載のとおりとする。

第3条（乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は以下のとおりとする。

- (1) 設立時取締役 : 取締役 鈴木 隆一
 : 取締役 寺澤 真一
 : 取締役 鈴木 俊郎
 : 取締役 根岸 大蔵
- (2) 設立時監査役 : 監査役 齊藤 進（社外）
 : 監査役 柴崎 隆夫（社外）
 : 監査役 大塚 利百紀（社外）
 : 監査役 萩原 秀子（社外）
 : 監査役 西川 清子（社外）
- (3) 設立時会計監査人：あらた監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 乙は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下、「基準時」という。）における甲の株主（以下、「割当対象株主」という。）に対し、その保有する甲の普通株式の総数と同数の普通株式を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際して、割当対象株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割当てる。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の成立の日における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 : 400,000,000円
- (2) 資本準備金の額 : - 円
- (3) 利益準備金の額 : - 円

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は、平成27年1月5日とする。但し、本株式移転の継続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

甲は、平成26年10月24日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。
2. 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、下記基準日における甲の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり金6円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
 - 平成26年6月30日
 - 平成26年9月30日
 - 平成26年12月31日
2. 甲は、前項に定める場合を除き、本計画作成後、乙の成立の日より前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

第10条（本株式移転の条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後乙の成立の日に至るまでの間に、甲の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第11条（自己株式の消却）

甲は、乙の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取によって取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

第12条（本計画の効力の発生）

本計画は、第7条に定める甲の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られない場合、又は乙の成立の日までに、本株式移転の実行に必要となる法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁に対する届出の効力発生等を含む。）が得られない場合には、その効力を失う。

第13条（規定外条項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従って、これを決定する。

平成26年8月14日

（甲）東京都荒川区東日暮里六丁目41番8号
東京リスマチック株式会社
代表取締役社長 鈴木 隆一

別紙「定款」

定款

第1章 総則

（商号）

第1条 当社は、株式会社日本創発グループと称し、英文でJAPAN Creative Platform Group Co., Ltd.と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 製版、印刷、製本業
 - (2) 各種情報処理サービスおよび情報提供サービス
 - (3) 各種マーケティングリサーチおよびコンサルティング
 - (4) 各種情報コンテンツおよび情報システムならびに通信ネットワークの企画、制作
 - (5) 各種コンピュータソフトウェアの開発、制作
 - (6) 出版業
 - (7) 広告業
 - (8) 通信販売業
 - (9) 著作権、出版権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の財産権取得、譲渡、貸与および管理
 - (10) 不動産賃貸業
 - (11) 労働者派遣事業
 - (12) 職業紹介事業
 - (13) 飲食店および遊技場の経営
 - (14) 前各号の事業に附帯、関連する一切の業務
2. 当社は前項各号の事業ならびに以下の事業およびこれに附帯または関連する一切の業務を営むことができる。
- (1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務およびその他必要と認められた業務
 - (2) グループ会社等を対象にした資金の集中・配分関連業務、貸付業務および余剰資金の運用業務

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都荒川区に置く。

（機関）

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

（公告方法）

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（発行可能株式総数）

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

（自己の株式の買受け）

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対して請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第12条 当会社の株式に関する取扱い（株主の権利行使に関する手続等を含む。）および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

（招集）

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

（基準日）

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集権者および議長）

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（議決権の代理行使）

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

（株主総会の議事録）

第19条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

（員数）

第20条 当社の取締役は、16名以内とする。

（選任方法）

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任期）

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

- 2．取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（顧問および相談役）

第24条 取締役会は、その決議をもって顧問および相談役各若干名を置くことができる。

- 2．顧問および相談役は、当社の業務に関し、取締役社長の諮問に応じるものとする。

（取締役会の招集権者および議長）

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

- 2．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議）

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第29条 取締役会における、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席取締役ならびに出席監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規程）

第30条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

（報酬等および退職慰労金）

第31条 取締役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。

（取締役の責任免除）

第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

（員数）

第33条 当社の監査役は6名以内とする。

（選任方法）

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の場合は、これを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

（監査役会の決議）

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（監査役会規程）

第40条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

（報酬等および退職慰労金）

第41条 監査役の報酬等および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令で定める額とする。

第6章 会計監査人

（選任方法）

第43条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2．前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（報酬等）

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第46条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第47条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第48条 当会社の各四半期配当の基準日は以下のとおりとする。

| | |
|-------|--------|
| 第1四半期 | 3月31日 |
| 第2四半期 | 6月30日 |
| 第3四半期 | 9月30日 |
| 第4四半期 | 12月31日 |

2．前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（第1四半期配当金等の除斥期間）

第49条 第1四半期配当金、第2四半期配当金、第3四半期配当金および第4四半期配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2．未払の第1四半期配当金、第2四半期配当金、第3四半期配当金および第4四半期配当金には利息をつけない。

附則

（最初の事業年度）

第50条 第46条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成27年12月31日までとする。

（最初の取締役および監査役の報酬）

第51条 当会社の最初の取締役に対する、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬等の額は、第31条の規定にかかわらず、総額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

2．当会社の最初の監査役に対する、前項の期間の監査役の報酬等の額は、第41条の規定にかかわらず、総額30百万円以内とする。

（附則の削除）

第52条 本附則は、最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1．株式移転比率

| | 株式会社日本創発グループ (完全親会社) | 東京リスマチック株式会社 (完全子会社) |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 株式移転比率 | 1 | 1 |

(注) 1．本株式移転に伴い、東京リスマチック株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2．当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)：12,106,800株

上記新株式は、平成26年6月30日時点における東京リスマチック株式会社の発行済株式総数を基に算出しております。本株式移転の効力発生に先立ち、東京リスマチック株式会社の発行済株式総数が変化した場合に、当社が交付する上記新株式数は変動いたします。

2．株式移転比率の算定根拠等

本株式移転におきましては、東京リスマチック株式会社単独による株式移転によって持株会社(完全親会社)である当社を設立するものであり、株式移転直前の東京リスマチック株式会社の株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様の所有する東京リスマチック株式会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者機関による算定は行っておりません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使について

東京リスマチック株式会社の株主が、その有する東京リスマチック株式会社の普通株式につき、東京リスマチック株式会社に対して会社法第806条に定める反対株主の買取請求権を行使するためには、平成26年10月24日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を東京リスマチック株式会社に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、東京リスマチック株式会社が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

東京リスマチック株式会社の株主による議決権の行使の方法としては、平成26年10月24日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、東京リスマチック株式会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、東京リスマチック株式会社に提出する必要があります。)。また、当該株主が書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成26年10月23日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、平成26年10月22日までに、東京リスマチック株式会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、東京リスマチック株式会社は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される株式は、本株式移転に際して、基準時における東京リスマチック株式会社の株主名簿に記載又は記録された東京リスマチック株式会社の株主に割り当てられます。株主は、自己の東京リスマチック株式会社の株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の株主予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

8【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法
本株式移転に関し、東京リスマチック株式会社は、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項を記載した書面、東京リスマチック株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、東京リスマチック株式会社の本店において平成26年10月9日よりそれぞれ備え置く予定であります。
- は、平成26年8月14日開催の東京リスマチック株式会社の取締役会において承認された株式移転計画です。
- は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。
- は、東京リスマチック株式会社の最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重大な影響を与える事象を説明した書類です。
- これらの書類は、東京リスマチック株式会社の営業時間内に東京リスマチック株式会社の本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。
2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程
- | | |
|------------------|--------------------|
| 株式移転計画書承認取締役会 | 平成26年8月14日（木） |
| 臨時株主総会基準日公告 | 平成26年9月2日（火） |
| 臨時株主総会基準日 | 平成26年9月17日（水） |
| 株式移転計画書承認臨時株主総会 | 平成26年10月24日（金）（予定） |
| 上場廃止日 | 平成26年12月26日（金）（予定） |
| 持株会社設立登記日（効力発生日） | 平成27年1月5日（月）（予定） |
| 持株会社新規上場日 | 平成27年1月5日（月）（予定） |
- ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更することがあります。
3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
東京リスマチック株式会社の株主が、その所有する東京リスマチック株式会社の普通株式につき、東京リスマチック株式会社に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成26年10月24日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を東京リスマチック株式会社に通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、東京リスマチック株式会社が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社である東京リスマチック株式会社の最近連結会計年度の主要な連結経営指標は以下のとおりであります。これら東京リスマチック株式会社の連結経営指標は、当社の連結経営指標に反映されるものと考えられます。

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

| 回次 | | 第37期 | 第38期 | 第39期 | 第40期 | 第41期 |
|-------------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 決算年月 | | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 | 平成24年12月 | 平成25年12月 |
| 売上高 | (千円) | 14,981,444 | 16,230,176 | 17,001,921 | 19,946,961 | 20,641,840 |
| 経常利益(損失) | (千円) | 237,533 | 386,630 | 390,926 | 739,789 | 762,899 |
| 当期純利益(損失) | (千円) | 461,705 | 172,586 | 124,355 | 839,772 | 496,749 |
| 包括利益 | (千円) | - | - | 131,599 | 860,054 | 597,577 |
| 純資産額 | (千円) | 7,549,443 | 7,821,610 | 7,709,687 | 8,795,746 | 9,284,739 |
| 総資産額 | (千円) | 19,336,860 | 17,018,977 | 17,414,293 | 19,729,603 | 23,616,140 |
| 1株当たり純資産額 | (円) | 814.23 | 782.54 | 771.66 | 791.07 | 817.04 |
| 1株当たり当期純利益(損失) | (円) | 50.01 | 17.53 | 12.45 | 76.83 | 44.30 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 | (%) | 38.9 | 45.9 | 44.3 | 44.6 | 39.1 |
| 自己資本利益率 | (%) | - | 2.3 | 1.6 | 10.2 | 5.5 |
| 株価収益率 | (倍) | - | 26.81 | 35.27 | 5.84 | 15.82 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 1,189,241 | 1,190,253 | 1,427,808 | 1,592,654 | 1,652,980 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 984,653 | 418,794 | 1,805,036 | 2,166,593 | 2,895,385 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 392,307 | 2,163,435 | 252,768 | 734,930 | 3,132,506 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (千円) | 2,411,947 | 1,857,560 | 1,227,564 | 1,591,077 | 3,481,178 |
| 従業員数 | (人) | 1,053 | 990 | 1,055 | 1,173 | 1,229 |

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、第37期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率については、第37期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。

第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりであります。

2【沿革】

平成26年8月14日 東京リスマチック株式会社の取締役会において、東京リスマチック株式会社の単独株式移転による持株会社「株式会社日本創発グループ」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容を決議

平成26年10月24日（予定） 東京リスマチック株式会社の臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、東京リスマチック株式会社がその完全子会社となることについて決議（予定）

平成27年1月5日（予定） 東京リスマチック株式会社が株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所に上場（予定）

なお、東京リスマチック株式会社の沿革につきましては、東京リスマチック株式会社の有価証券報告書（平成26年3月31日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は、「クリエイティブをサポートする企業集団」として、オンデマンド印刷、オフセット印刷、サインディスプレイ、付加価値印刷、3DCG・映像制作、3D立体造形出力サービスなどのクリエイティブサービス事業を行う子会社等の株式を保有することにより当該会社の経営管理およびそれに附帯または関連する業務を行う予定です。

なお、事業系統図につきましては、前記「第二部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要 事業系統図」に記載のとおりであります。

4【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 1 組織再編成（公開買付け）の概要 1 組織再編成の目的等 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係（1）提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりであります。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の平成26年6月30日現在の連結会社の従業員の状況は以下のとおりであります。

平成26年6月30日現在

| セグメントの名称 | 従業員数（人） |
|---------------|---------|
| クリエイティブサービス事業 | 1,240 |
| 合計 | 1,240 |

（注） 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(3) 労働組合等の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社及びその関係会社に労働組合は結成されておらず、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の業績等の概要については、同社の有価証券報告書（平成26年3月31日提出）及び四半期報告書（平成26年5月14日、平成26年8月14日提出）をご参照ください。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の生産、受注及び販売の状況については、同社の有価証券報告書（平成26年3月31日提出）及び四半期報告書（平成26年5月14日、平成26年8月14日提出）をご参照ください。

3【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の対処すべき課題については、同社の有価証券報告書（平成26年3月31日提出）及び四半期報告書（平成26年5月14日、平成26年8月14日提出）をご参照ください。

4【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転により東京リスマチック株式会社の完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における東京リスマチック株式会社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることを想定されます。東京リスマチック株式会社の事業等のリスクは以下のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項も含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において東京リスマチック株式会社が判断したものであります。

(1) 経済動向による影響について

当社企業グループにおける営業収入は、日本国内市場における広告宣伝活動の需要に大きく影響を受けます。国内経済の低迷が長期化した場合は、企業収益の減少に伴い、企業は広告宣伝活動を縮小する傾向にあるため、当社企業グループの業績は大きな影響を受ける可能性があります。

当社企業グループの予算編成及び業績予想は、当社企業グループが属する市場の成長予測、各顧客のクリエイティブサービス関連の需要予測等作成時点で入手可能な情報に基づいて作成されておりますが、当社企業グループの業績予想は実績と乖離する可能性があります。

(2) 競合について

当社企業グループは、従来型の印刷ビジネス、多様化の進むスマートフォンや電子書籍等の情報媒体に関するビジネス等、事業を展開する多くの市場において厳しい価格競争に直面しております。当社企業グループは顧客にとって付加価値の高い製品・サービスをワンストップで提供しているものと自負しておりますが、価格面において競争を優位に展開できる保証はなく、当社企業グループの製品・サービスが激しい価格競争にさらされ、当社企業グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 売上債権管理上のリスク

当社企業グループは、社内規定に基づいて締結された顧客との契約をベースに売上債権を管理しております。また、新規取引毎に信用調査を実施し、信用度を確認した後取引口座を設定し、債権管理担当者が日々入金状況を確認しており、債権管理において特段の問題は生じておりません。

しかしながら、経済情勢の急速な悪化と情報媒体の急速な多様化による印刷関連企業の淘汰により、経営基盤の脆弱な企業等において、経営状況が悪化する場合も考えられます。

当社企業グループでは、今後、信用調査をより一層強化していく方針ですが、予測不能な事態が生じた場合には売上債権の回収に支障をきたす可能性があります。

(4) 自然災害等のリスクについて

地震等の自然災害によって、当社企業グループの製造拠点が壊滅的な損害を受ける可能性があります。当社企業グループの工場、事業所は一定の地震に耐え得る機能を有しております。しかしながら、工場、事業所、機械及びライフラインが壊滅的な損害を被った場合、製造業務が一時的に停止し、業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに工場・事業所、機械装置類の修復、修理または代替のために多額の費用を要する可能性もあります。

(5) 情報システムとセキュリティ

インターネットをはじめとするコンピュータネットワークや情報システムの果たす役割が高まり、情報システムの構築やセキュリティ対策の確立は事業活動を継続する上で、いまや不可欠となっております。これに対して、近年ソフト・ハードの不具合やコンピュータウイルス等による情報システムの停止、顧客情報の漏洩等さまざまなリスクの発生の可能性が高まっております。当社企業グループは、平成16年6月にプライバシーマーク使用許諾事業者として認定を受け、個人情報の保護に努め、システムとデータの保守・管理には万全を尽くしております。しかしながら、万一データの漏洩が発生した場合は、当社の信用が低下し、今後の事業展開に多大な影響を与える可能性があります。

(6) 法的規制等

法令の遵守を基本として事業を進めておりますが、製造物責任や廃棄物処理責任、環境・個人情報保護関連、税制関連等において、さまざまな法的規制を受けており、今後更にその規制が強化されることも考えられます。そのような場合、事業活動に対する制約の拡大やコストの増加も予想され、当社企業グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書（平成26年3月31日提出）及び四半期報告書（平成26年5月14日、平成26年8月14日提出）をご参照ください。また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要 3 組織再編成に係る契約」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の研究開発活動については、同社の有価証券報告書（平成26年3月31日提出）及び四半期報告書（平成26年5月14日、平成26年8月14日提出）をご参照ください。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書（平成26年3月31日提出）及び四半期報告書（平成26年5月14日、平成26年8月14日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の設備投資等の概要については、同社の有価証券報告書（平成26年3月31日提出）及び四半期報告書（平成26年5月14日、平成26年8月14日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の主要な設備の状況については、同社の有価証券報告書（平成26年3月31日提出）及び四半期報告書（平成26年5月14日、平成26年8月14日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の設備の新設、除去等の計画については、同社の有価証券報告書（平成26年3月31日提出）及び四半期報告書（平成26年5月14日、平成26年8月14日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

平成27年1月5日時点の株式等の状況は以下のとおりとなる予定です。

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 40,000,000 |
| 計 | 40,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|------------|--------------------------------|---|
| 普通株式 | 12,106,800 | 東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式数であり、単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 12,106,800 | - | - |

(注) 東京リスマチック株式会社の発行済株式総数(平成26年6月30日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成27年1月5日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

| 年月日 | 発行済株式総 数増減数 (株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|------------------|-----------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成27年1月5日 (注) | 12,106,800 | 12,106,800 | 400,000 | 400,000 | - | - |

(注) 東京リスマチック株式会社の発行済株式総数(平成26年6月30日現在)に基づいて記載しており、実際に当社が交付する新株式数は増減することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の平成26年6月30日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

平成26年6月30日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数100株） | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） | |
|-------------|--------------------|--------|----------|--------|-------|------|--------|--------------|-------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | - | 7 | 14 | 28 | 10 | 1 | 2,504 | 2,564 | - |
| 所有株式数（単元） | - | 11,888 | 799 | 52,853 | 481 | 30 | 54,995 | 121,046 | 2,200 |
| 所有株式数の割合（％） | - | 9.82 | 0.66 | 43.66 | 0.40 | 0.02 | 45.43 | 100.00 | - |

（注） 当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社所有する自己株式976,620株のうち、東京リスマチック従業員持株会専用信託が所有する東京リスマチック株式会社の株式は「金融機関」に7,265単元、東京リスマチック株式会社所有の自己株式は「個人その他」に2,501単元及び「単元未満株式の状況」に20株を含めて記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において所有者はありませんが、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の平成26年6月30日現在の発行済株式についての議決権の状況は以下のとおりであります。

平成26年6月30日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|---------------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式（自己株式等） | - | - | - |
| 議決権制限株式（その他） | - | - | - |
| 完全議決権株式（自己株式等） | 普通株式 250,100 | - | - |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式 11,854,500 | 118,545 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 単元未満株式 | 普通株式 2,200 | - | - |
| 発行済株式総数 | 12,106,800 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 118,545 | - |

（注）1. 「完全議決権株式（その他）」欄の株式数には、東京リスマチック従業員持株会専用信託が所有する東京リスマチック株式会社の株式726,500株（議決権7,265個）を含めて記載しております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、東京リスマチック株式会社所有の自己株式20株を含んでおります。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成27年1月5日時点において、当社の自己株式を保有しておりませんが、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の平成26年6月30日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

平成26年6月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数（株） | 他人名義所有株式数（株） | 所有株式数の合計（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％） |
|--------------|-------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| 東京リスマチック株式会社 | 東京都荒川区東日暮里6丁目41-8 | 250,100 | - | 250,100 | 2.07 |
| 計 | - | 250,100 | - | 250,100 | 2.07 |

（注） 上記のほか、平成26年6月30日現在の連結財務諸表において自己株式として認識している東京リスマチック株式会社の株式が726,500株あります。これは、東京リスマチック従業員持株会専用信託（以下、「従持信託」という。）が所有している東京リスマチック株式会社の株式であり、会計処理上、東京リスマチック株式会社と従持信託は一体であると認識し、従持信託が所有する東京リスマチック株式会社の株式を自己株式として計上していることによるものであります。

（7）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】**【株式の種類等】**

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

配当の基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため未定ですが、当社では、利益配分については、年4回とすることを基本として、取締役会が都度決定することにしております。また、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。」旨定款に定める予定であります。

また、配当金については、安定配当の継続を基本としつつ、業績及び財務状況、配当性向、内部留保などを総合的に勘案して決定することを基本方針とする予定であります。

4【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の株価の推移は以下のとおりであります。

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第37期 | 第38期 | 第39期 | 第40期 | 第41期 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 平成21年12月 | 平成22年12月 | 平成23年12月 | 平成24年12月 | 平成25年12月 |
| 最高(円) | 630 | 500 | 515 | 461 | 969 |
| 最低(円) | 470 | 433 | 370 | 391 | 447 |

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日より東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成26年4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 最高(円) | 638 | 693 | 777 | 709 | 729 | 730 |
| 最低(円) | 606 | 600 | 673 | 676 | 662 | 687 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

5【役員の状況】

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有する東京リスマチックの株式数 割当てられる当社の株式数 (千株) |
|-------------|----|--------|-------------|---|------|--|
| 代表取締役社長 | - | 鈴木 隆一 | 昭和42年2月14日 | 平成2年8月 東京リスマチック株式会社入社 平成7年3月 同 常務取締役 平成7年12月 同 代表取締役社長(現) 平成20年10月 株式会社TKO代表取締役(現) 平成22年6月 株式会社キャドセンター代表取締役(現) 平成22年12月 株式会社大熊整美堂代表取締役(現) | (注)2 | 326 326 |
| 取締役 | - | 寺澤 真一 | 昭和40年8月18日 | 昭和63年3月 エイト印刷株式会社入社 平成15年2月 東京リスマチック株式会社入社 平成17年3月 同 生産本部長 平成17年3月 同 取締役生産本部長 平成25年12月 同 取締役生産本部管掌(現) | (注)2 | 2 2 |
| 取締役 | - | 鈴木 俊郎 | 昭和44年5月30日 | 平成5年1月 東京リスマチック株式会社入社 平成13年6月 同 社長室長 平成16年1月 同 営業推進本部長 平成18年3月 同 取締役営業推進本部長 平成19年7月 同 取締役営業本部長 平成21年1月 同 取締役事業本部長 平成23年1月 同 取締役営業推進本部長 平成24年2月 株式会社プレシーズ代表取締役(現) 平成25年1月 東京リスマチック株式会社取締役(現) | (注)2 | 7 7 |
| 取締役 | - | 根岸 大蔵 | 昭和58年2月20日 | 平成17年12月 株式会社マイクログローブ設立 代表取締役 平成25年12月 東京リスマチック株式会社入社 カスタマー本部長 平成26年3月 同 取締役カスタマー本部長(現) | (注)2 | 20 20 |
| 監査役 (常勤) | - | 柴崎 隆夫 | 昭和17年10月15日 | 昭和41年4月 株式会社富士銀行入行 平成4年10月 同行国際総括部 参事役 平成9年3月 橋本フォーミング工業株式会社転籍 英国財務・人事・購買部長 平成15年3月 東京リスマチック株式会社 常勤 監査役(現) | (注)3 | - |
| 監査役 (常勤) | - | 齊藤 進 | 昭和13年2月2日 | 昭和33年4月 富士写真フイルム株式会社入社 平成8年6月 株式会社富士グラフィックサービス転籍 代表取締役 平成13年8月 株式会社コムテックス入社 顧問 平成15年3月 東京リスマチック株式会社 常勤 監査役(現) | (注)3 | - |
| 監査役 (常勤) | - | 大塚 利百紀 | 昭和23年1月23日 | 昭和46年4月 株式会社写研入社 平成13年8月 同社取締役営業グループ長 平成15年7月 日立キャピタル株式会社入社 平成20年7月 興銀リース株式会社入社 平成23年1月 東京リスマチック株式会社 顧問 平成23年3月 同 常勤監査役(現) | (注)3 | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有する東京リスマチックの株式数 割当てられる当社の株式数 (千株) |
|-----|----|-------|------------|--|------|--|
| 監査役 | - | 萩原 秀子 | 昭和25年3月22日 | 昭和57年1月 大栄税理士学院講師 昭和57年4月 税理士登録(現) 税理士事務所開設 平成9年3月 東京リスマチック株式会社 監査役(現) | (注)3 | 1 1 |
| 監査役 | - | 西川 清子 | 昭和23年10月8日 | 昭和50年9月 人見公認会計士事務所入所 昭和56年5月 税理士登録(現) 昭和60年3月 西川税務会計事務所開設 平成14年3月 東京リスマチック株式会社 監査役(現) | (注)3 | - |
| 計 | | | | | | 358 358 |

(注)1. 監査役全員は、社外監査役であります。

2. 当社の設立日である平成27年1月5日から平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 当社の設立日である平成27年1月5日から平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 所有する株式数は、本届出書提出日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる当社の株式数は当該所有状況に基づき、株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。したがって、実際に当社の設立日の直前までに、所有する株式数及び当社が交付する新株式数は変動することがあります。なお、所有株式数は千株未満を切り捨てて記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりであります。その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。

会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置いたします。なお、会計監査人はあらた監査法人を予定しております。

役員報酬

当社は、取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議によって定めるものとします。但し、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役の報酬等の額は年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査役の報酬等の額は、年額30百万円以内とする旨を定款で定める予定です。

取締役の員数

当社の取締役は、16名以内とする旨を定款で定める予定です。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。なお、取締役の任期は1年とする予定です。

監査役の員数

当社の監査役は、6名以内とする旨を定款で定める予定です。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。なお、設立時の社外監査役は5名（全員社外監査役候補）を予定しております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定める予定であります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

ア 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。

イ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

ウ 剰余金の配当の基準日

当社の配当基準日は以下のとおり定款で定める予定です。

各四半期配当の基準日

| | |
|-------|--------|
| 第1四半期 | 3月31日 |
| 第2四半期 | 6月30日 |
| 第3四半期 | 9月30日 |
| 第4四半期 | 12月31日 |

前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、代表取締役社長の直轄機関として内部監査室を設置し、内部監査室長及び内部監査室長が任命した内部監査担当者数名により、監査計画に基づいて定期的に内部監査の実施を予定しております。

社外監査役との関係

社外監査役候補者5名のうち、社外監査役候補者4名と当社に人的関係、資本的关系、取引関係、その他の利害関係は生じる予定はありません。社外監査役候補者1名については、本株式移転により当社株式を1千株保有する予定ですが、それ以外は当社に人的関係、資本的关系、取引関係、その他の利害関係が生じる予定もありません。

(2) 【監査報酬の内容等】**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

当社は新設会社であるので、該当事項はありません。なお、金融商品取引法に基づく監査はあらた監査法人に委嘱する予定です。

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は新設会社であるため未定であります。

【監査報酬の決定方針】

当社は新設会社であるため未定であります。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の経理の状況については、有価証券報告書（平成26年3月31日提出）及び四半期報告書（平成26年5月14日、平成26年8月14日提出）をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりです。

| | |
|---|--|
| 事業年度 | 1月1日から12月31日まで（但し、当社の最初の事業年度は当社の設立の日から平成27年12月末日までとする予定です） |
| 定時株主総会 | 3月中 |
| 基準日 | 12月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 3月31日 6月30日 9月30日 12月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 未定 |
| 公告掲載方法 | 電子公告とする、ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 |
| 株主に対する特典 | 未定 |

（注） 当社の定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利、株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

平成26年3月31日 関東財務局長に提出。

事業年度(第41期)(自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日)

【四半期報告書又は半期報告書】

平成26年5月14日 関東財務局長に提出。

第42期第1四半期(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

平成26年8月14日 関東財務局長に提出。

第42期第2四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【臨時報告書】

平成26年4月1日 関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成26年8月14日 関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書であります。

【訂正報告書】

平成26年8月22日 関東財務局長に提出。

上記平成26年8月14日付臨時報告書の訂正報告書であります。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

東京リスマチック株式会社 本店

(東京都荒川区東日暮里6丁目41番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となる東京リスマチック株式会社の平成26年6月30日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

平成26年6月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--|---|---------------|------------------------|
| 株式会社TKO | 東京都港区赤坂8丁目4-14 | 4,792 | 39.58 |
| 東京リスマチック従業員持株会 | 東京都荒川区東日暮里6丁目41-8 | 1,273 | 10.52 |
| 中田 久士 | 東京都港区 | 909 | 7.52 |
| 野村信託銀行株式会社(東京リスマチック従業員持株会専用信託口) | 東京都千代田区大手町2丁目2-2 | 726 | 6.00 |
| 鈴木 隆一 | 千葉県松戸市 | 326 | 2.70 |
| 仲田 広道 | 神奈川県川崎市麻生区 | 306 | 2.53 |
| 鈴木 静枝 | 千葉県松戸市 | 224 | 1.85 |
| 株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) | 東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟 | 120 | 0.99 |
| DICグラフィックス株式会社 | 東京都中央区日本橋3丁目7-20 | 120 | 0.99 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内2丁目7-1 | 100 | 0.83 |
| 第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) | 東京都中央区晴海1丁目8-12晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟 | 100 | 0.83 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目2-1 | 100 | 0.83 |
| 計 | - | 9,098 | 75.15 |

(注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて記載しております。

2. 東京リスマチック株式会社は、自己株式(250,120株、2.07%)を保有しておりますが、表記していません。

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手續きに基づき平成27年1月5日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、株式移転の手續きに基づき平成27年1月5日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。